

お客様各位

郵船ロジスティクス株式会社

【海上輸出貨物】 運送約款 (Bill of Lading・Sea Waybill) 改訂のご案内

平素は格別のお引き立てに預かり誠にありがとうございます。

弊社は、日本発海上運送サービスにつき、お客様の利便性向上を目指し、また、民法および商法の改正ならびに弊社事業運営を取り巻く昨今の状況変化に対応するため、2020年3月30日発効で弊社船荷証券および海上運送状の運送約款を改訂しますことを、以下のとおりご案内します。

1. 運送約款改訂の要旨

◎ 新運送約款は、弊社ホームページよりご確認ください。

<https://www.yusen-logistics.com/jp/japan/support-information/terms-and-conditions>

(旧運送約款も併載しておりますので、必要に応じてご参照ください。)

	改訂目的	約款の該当箇所 (旧約款の修正または新設)
1	約款などを閲覧可能な URL の追記	表面約款、第4条
2	既存条文の主旨の明確化	表面約款、第1条(c)、(d)、(f)、(g)、(l)、第5条(1)項、(2)項、(4)項、第7条C(2)項、(3)項、(9)項、第9条(2)項、第10条、第11条(2)項、第14条(1)項、(4)項、第16条(3)項、第19条(2)項、第21条(4)項、第24条(1)項、第25条(5)項、(6)項、第26条(1)項
3	現状慣習の明文化	第6条(1)項、第12条(1)項、(4)項、第21条(2)項、(9)項、第25条(1)項、(3)項
4	適用法令の変更および適用範囲の明確化	第2条(1)項、(2)項、第3条
5	運送人および荷主の権利、義務および責任の明確化	第7条B(2)項、第7条C(1)項、第7条C(8)項、第8条、第14条(2)項、(5)項、(6)項、第15条(3)項、(4)項、第19条(1)項
6	文章表現、条文位置の修正など	第7条A(1)項、(2)項、第7条B(1)項、(3)項、第7条C(4)項、(5)項、(6)項、(7)項、第12条(2)項、第20条、第21条(7)項、その他

2. その他の注意事項

- ① 新約款の発効は2020年3月30日(※)ですが、約款改訂に伴う弊社業務システムの改修、ならびに書類作成および発行のタイミングとの兼合いにより、2020年3月27日から2020年4月3日に弊社が発行する一部の船荷証券および海上運送状には、新旧約款が混在して印字されることがあります。この場合であっても、2020年3月29日までに当社が運送を開始した船積みには旧約款を、2020年3月30日(※)以降に当社が運送を開始した船積みには新約款を適用しますので、お客様におかれましては、ご留意いただけますようお願いいたします。ご不便をおかけし誠に申し訳ございません。

(※) 米国向け運送につきましては、米国での弊社タリフ更新との兼合いから、2020年3月31日以降に運送を開始した船積みより新約款を適用いたします。

- ② 3月30日以降は、システム改修の都合上、旧約款での船荷証券および海上運送状の印刷および発行は一切できなくなります。恐れ入りますが、旧約款で一旦発行したこれらを差替え等の理由で再発行する場合には、新約款が印字されての再発行となりますこと ご了承願います。なお、この場合であっても、実際に当社が運送を開始した日を基準として旧約款を適用いたします。
- ③ 本ご案内の約款改訂は、弊社が運送人となる日本発輸出の海上運送サービスのみを対象とします。弊社グループ会社が運送人となる海外発日本向けおよび日本以外の国の間での運送に関しては対象外ですので、ご注意ください。

ご不明点等がございましたら、お近くの弊社営業担当へご連絡いただけますようお願い申し上げます。

以上